

世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会非常勤職員の設置に関する規則（平成2年3月世田谷区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

区政専門員（不登校支援の充実）	<ol style="list-style-type: none"><li>1 心理職の育成及びキャリア形成に関する助言及び提案並びに区長部局との連携及び調整に関すること。</li><li>2 北沢学園中学校の教育内容及び学校運営に関する指導及び助言並びに関係機関との連携及び調整に関すること。</li><li>3 北沢学園中学校に併設するほっとスクール「北沢」及び北沢子どもの居場所「きたっこ」との連携及び交流に関すること。</li><li>4 ほっとルーム（校内別室）の事業の評価及び検証に関する助言及び提案に関すること。</li></ol>
-----------------	---

別表第2に次のように加える。

区政専門員（不登校支援の充実）	別表第1に掲げる区政専門員（不登校支援の充実）の職務を遂行するために必要な識見、能力及び経験を有すると認められる者
-----------------	---

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。